

専門サービス部会長報告

1. 会議名 **第2回専門サービス部会 オープン部会**

2. 日時 **2024年9月4日（水） 13:30～15:00**

3. 場所 **秋田商工会議所7階 ホール80**

4. 出席者 **部会員等19名（当部会員9名）**

5. 懇談

テーマ **「賃金引上げによる諸問題への対応」**

ゲスト **秋田働き方改革推進支援センター**

アドバイザー 齋藤 孝一 氏

■なぜ賃金引上げが必要なのか

日本は30年に及ぶデフレに悩まされてきた。コストカットを最優先し、人材や設備など様々な**投資が削減され、低成長、低賃金の悪循環から抜け出せずデフレ心理が蔓延**していた。

しかし、経済の低迷や企業の競争力低下への危機感から、現政権において**人材や成長分野への投資を積極的に拡大することで好循環が動き出しつつあり**、各関連団体は、**持続的に賃上げするためには価格転嫁は必須であり、取引の適正化への取組は重要である**との認識で一致した。



秋田働き方改革推進支援センター
アドバイザー 齋藤氏

■社会保険との関係①

採用力の向上や最低賃金への対応などによる**賃上げは、経営や扶養・社会保険加入などにも影響を及ぼす**。

生産性を向上させなければ企業の持ち出しが増え、**扶養範囲内の従業員は手取りの減少を避けるために、働く時間を短くし意図的に収入を抑える**。

■ 社会保険との関係②

住民税や所得税などの影響は少ないが、**社会保険の影響は大きい。社会保険の壁といわれる106万円と130万円を超えた場合、保険料などの控除後の手取りが回復する分岐点がそれぞれ、約125万円と約153万円**となっている。

手取り額の減少や配偶者手当がもらえなくなるなどデメリットがあるが、**メリットとして将来の年金額の増加や出産手当金・傷病手当金などの賃金保証がある。**

■ 支援対策

厚生労働省から「**年収の壁・支援強化パッケージ**」が示されており、被扶養者認定の円滑化や手取りを減らさない取組みに対する助成のほか、**事業場内最低賃金を引き上げ、生産性向上に資する設備を導入した際、導入した設備に対する助成金「業務改善助成金」**も用意されている。

■ まとめ

経済は世界とつながっている。世界の経済成長に合わせて日本も物価や賃金等を上げなければ溝は広がっていく。

働き方改革に向け、当センターを活用していただきたい。